

## 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画書

### 1. 施設の維持管理方法（一般廃棄物処理施設）

#### （1）受入時

- ・廃棄物の種類及び量が施設の処理能力に見合ったものとなるよう、計量を行う

#### （2）投入方法

- ・施設の処理能力を超えないように行う。
- ・外気と遮断した状態で炉温が低下しないよう行う

#### （3）燃焼方法

- ・焼却室中の燃焼ガスの温度摂氏850度以上に保つ
- ・熱しゃく減量が5%以下になるよう完全燃焼を行う。
- ・運転開始時は、助燃装置を作動させ、供給空気量を絞る等により、炉温をできるだけ速やかに上昇させる。
- ・運転停止時は、助燃装置を作動させ、供給空気設備を作動させる等により、炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼室内に残さないよう燃焼し尽くす。
- ・排ガス中のダイオキシン濃度が基準値以下となるよう運転する。
- ・排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないよう大気汚染防止の基準内になるよう運転する。

#### （4）測定・記録・施設の正常な機能を維持するため、毎日施設の点検を行う。

- ・燃焼室中の燃焼ガス温度を連続的に測定し記録する。
- ・集じん器に流入する燃焼ガス温度を連続的に測定し記録する。
- ・燃焼灰の熱しゃく減量を月1回分析し記録する。
- ・排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し記録する。
- ・施設の維持管理に関する点検、検査その他の処置の記録を作成し、3年間保存する。
- ・冷却施設及び排ガス処理設備にたい積したばいじんについて、週1回除去するとともに、除去に当たっては飛散しないように行い、さらに貯留設備に保管する。

#### （5）施設管理

- ・蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持する。
- ・ばいじんを焼却灰と分離して排出し貯留する。
- ・火災の発生を防止するために必要な処置を講じるとともに、消火器を備える。
- ・廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した廃棄物の回収を行う。
- ・廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な処置を講じる。
- ・著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な処置を講じる

2. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

(1) 排ガス（大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法）

項目	環境目標値	備考
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.01 以下	乾きガス 酸素濃度 12%換算値
塩化水 HCl (ppm)	50 以下	
硫黄酸化物 SO <sub>x</sub> (ppm)	50 以下	
窒素酸化物 NO <sub>x</sub> (ppm)	100 以下	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	0.1 以下	
水銀 (μg/m <sup>3</sup> N)	30 以下	
一酸化炭素 CO (ppm)	30 以下(4時間平均)	

(2) 水質汚濁（水質汚濁防止法）

施設の稼働により発生する排水は生活排水を除き、系内にて処理する為、系外へ排出されることはありません。

(3) 騒音（騒音規制法）

設計値は、敷地境界線上で騒音規制法の基準値以下としています。

項目	環境目標値
朝 6時から 8時	65 デシベル以下
昼 8時から 19時	70 デシベル以下
夕 19時から 22時	65 デシベル以下
夜 22時から 6時	60 デシベル以下

(4) 振 動 (振動規制法)

設計値は、敷地境界線上で振動規制法の基準値以下としています。

項目	環境目標値
昼 8時から19時	65 デシベル以下
夜 19時から 8時	60 デシベル以下

(5) 悪 臭 (悪臭防止法)

設計値は、敷地境界線上で悪臭防止法の基準値以下としています。

項目	基準値	
特定悪臭物質	アンモニア	1ppm 以下
	メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
	硫化水素	0.02ppm 以下
	硫化メチル	0.01ppm 以下
	二硫化メチル	0.009ppm 以下
	トリメチルアミン	0.005ppm 以下
	アセトアルデヒド	0.05ppm 以下
	プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下
	イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下
	イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
	イソブタノール	0.9ppm 以下
	酢酸エチル	3ppm 以下
	メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
	トルエン	10ppm 以下
	スチレン	0.4ppm 以下
	キシレン	1ppm 以下
	プロピオン酸	0.03ppm 以下
	ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下	
イソ吉草酸	0.001ppm 以下	

### 3. 排ガス、放流水の水質等の測定頻度

項目	測定頻度
ごみ質	1回/月
排ガス ・ばいじん ・硫黄酸化物 ・窒素酸化物 ・塩化水素	6回/年
水銀	3回/年
ダイオキシン類	4回/年
排水 騒音 振動 悪臭	1回/年